

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定原子力施設炉心等除去準備金の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 21・地方税 14(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
② 上記以外の税目			
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(以下、機構法)第 55 条の 3 第 1 項に規定する廃炉等実施認定事業者が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 64 条の 2 第 1 項の規定により特定原子力施設として指定された施設(以下、特定原子力施設)に係る著しく損傷した炉心等の除去に要する費用(以下、炉心等除去費用)の支出に充てるため、当該特定原子力施設ごとに、当該特定原子力施設につき当該事業年度において機構法第 55 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下、機構)に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子力施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の損金の額に算入する(当該特定原子力施設につき炉心等除去費用の額を支出した場合には、当該事業年度の益金の額に算入する。)
			《要望の内容》 適用期限を 3 年間延長する
			《関係条項》 租税特別措置法第 57 条の 4 の 2
5	担当部局		経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 7 年 8 月 分析対象期間: 令和 4 年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 29 年 4 月 創設 (同年 10 月 改正機構法の施行) 令和 2 年度 延長 令和 5 年度 延長
8	適用又は延長期間		令和 8 年度～令和 10 年度
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事故事業者が、廃炉に必要な資金を機構法に基づいて積み立てること

			により、安全かつ着実な廃炉の実施を確保する。																		
			《政策目的の根拠》 機構法第 45 条第 1 項認定を受けた原子力事業者であって廃炉等を実施する者（廃炉等実施認定事業者）は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、毎事業年度、機構が当該事業者へ通知する額の金銭を廃炉等積立金として積み立てなければならないこととされている。																		
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進																		
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のために、現状の適用事業者である東京電力HDは、第四次総合特別事業計画（令和 3 年 8 月主務大臣認定）において、年平均 2,600 億円を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、必要な額の確実な積立に貢献する。																		
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	長期にわたる事故炉廃炉等を安全かつ着実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入（支出時に益金に算入）できる本措置は、政策目的を達成するための手段として重要な措置である。																		
10	有効性等	① 適用数	適用数 <table><tr><td>令和 2 年度</td><td>1</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>－</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>－</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>1</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>1</td></tr><tr><td>令和 7 年度</td><td>1 ※</td></tr><tr><td>令和 8 年度</td><td>1 ※</td></tr><tr><td>令和 9 年度</td><td>1 ※</td></tr><tr><td>令和 10 年度</td><td>1 ※</td></tr></table> 【算定根拠】 ※本措置は事故炉の廃炉を実施する事業者に対して適用されるため、今後新たに事故炉の廃炉を実施する事業者の見通しはお示しするものとして馴染まないことから、現行適用件数のみを記載。	令和 2 年度	1	令和 3 年度	－	令和 4 年度	－	令和 5 年度	1	令和 6 年度	1	令和 7 年度	1 ※	令和 8 年度	1 ※	令和 9 年度	1 ※	令和 10 年度	1 ※
令和 2 年度	1																				
令和 3 年度	－																				
令和 4 年度	－																				
令和 5 年度	1																				
令和 6 年度	1																				
令和 7 年度	1 ※																				
令和 8 年度	1 ※																				
令和 9 年度	1 ※																				
令和 10 年度	1 ※																				
		② 適用額	適用額（百万円） <table><tr><td>令和 2 年度</td><td>168,898</td><td></td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>－</td><td>※1</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>－</td><td>※1</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>9,168</td><td></td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>11,200</td><td>※2</td></tr><tr><td>令和 7 年度</td><td>29,100（見込み）</td><td>※2</td></tr></table>	令和 2 年度	168,898		令和 3 年度	－	※1	令和 4 年度	－	※1	令和 5 年度	9,168		令和 6 年度	11,200	※2	令和 7 年度	29,100（見込み）	※2
令和 2 年度	168,898																				
令和 3 年度	－	※1																			
令和 4 年度	－	※1																			
令和 5 年度	9,168																				
令和 6 年度	11,200	※2																			
令和 7 年度	29,100（見込み）	※2																			

			令和 8 年度 - ※3 令和 9 年度 - ※3 令和 10 年度 - ※3																																																		
			【算定根拠】 出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※1 当該年度について適用額は 0 円。 ※2 原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの報告値 ※3 令和8年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるため、想定することは困難である。																																																		
	③	減収額	減収額(百万円) <table><thead><tr><th></th><th>法人税</th><th>法人住民税</th><th>法人事業税</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>令和 2 年度</td><td>39,184</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>—</td><td>-</td><td>-</td><td>※1</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>—</td><td>-</td><td>-</td><td>※1</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>2,100</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>2,600</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td>令和 7 年度</td><td>6,700(見込)</td><td>-</td><td>-</td><td>※2</td></tr><tr><td>令和 8 年度</td><td>—</td><td>-</td><td>-</td><td>※2</td></tr><tr><td>令和 9 年度</td><td>—</td><td>-</td><td>-</td><td>※2</td></tr><tr><td>令和 10 年度</td><td>—</td><td>-</td><td>-</td><td>※2</td></tr></tbody></table> 【算定根拠】 ※1 当該年度について適用額は 0 円。 ※2 令和 8 年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるため、想定することは困難である。 ※3 なお、減収額は概算的に損金算入額x法人税率で計算しているが、実際の減収額は租特適用前の法人税額と租特適用後の法人税額の差となる。		法人税	法人住民税	法人事業税		令和 2 年度	39,184	-	-		令和 3 年度	—	-	-	※1	令和 4 年度	—	-	-	※1	令和 5 年度	2,100	-	-		令和 6 年度	2,600	-	-		令和 7 年度	6,700(見込)	-	-	※2	令和 8 年度	—	-	-	※2	令和 9 年度	—	-	-	※2	令和 10 年度	—	-	-	※2
	法人税	法人住民税	法人事業税																																																		
令和 2 年度	39,184	-	-																																																		
令和 3 年度	—	-	-	※1																																																	
令和 4 年度	—	-	-	※1																																																	
令和 5 年度	2,100	-	-																																																		
令和 6 年度	2,600	-	-																																																		
令和 7 年度	6,700(見込)	-	-	※2																																																	
令和 8 年度	—	-	-	※2																																																	
令和 9 年度	—	-	-	※2																																																	
令和 10 年度	—	-	-	※2																																																	
	④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のために、現状の適用事業者である東京電力HDは、第四次総合特別事業計画(令和 3 年 8 月主務大臣認定)において、年平均 2,600 億円を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、滞りなく捻出されている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 経済産業省 HP、原子力損害賠償・廃炉等支援機構 HP 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 廃炉等実施認定事業者は、廃炉のために必要な資金のほか、機構法に基づき、認定事業者の収支の状況に照らして電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、できるだけ高額の負担を求めるものとして機構が定める特別負担金を支払う義務や、他の原子力事業者と同様に、機構法に基づき、一般負担金を支払う義務がある。 適用事業者においては、こうした義務を履行しつつ、機構法に基づく廃炉等積立金の積立を実施することができている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】																																																		

			経済産業省 HP、原子力損害賠償・廃炉等支援機構 HP
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本制度は事故炉が対象であるため、適用事業者数は現状1者のみである。
		⑤ 税収減を是認する理由等	長期にわたる事故炉廃炉を確実に実施する上で、本準備金の措置は不可欠であり、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段としても妥当と考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	適用事業者の事故炉の廃炉については、国からの補助無しで適用事業者自らが費用を捻出し、実施することが原則である。長期にわたる事故炉廃炉等を安全かつ着実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長」は、廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当するとして得た額について、収入金額から控除される措置である。当該措置は、電気供給業に収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避する観点から必要とされている。 他方、本措置は炉心等除去準備金について、積立時に損金算入をするという、課税繰り延べの措置であり、前者措置とは性質の異なるものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	政策目的である安全かつ着実な廃炉の実施を確保する上で、必要な資金を積み立てるためには、地方税法上の所要の措置を講じることが不可欠である。
12	有識者の見解		機構法における廃炉等積立金制度については、経済産業省に設置された「東京電力改革・1F 問題委員会」で取りまとめられた「東電改革提言(2016 年 12 月)」及び「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ(2017 年 2 月)」に加え、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(2016 年 12 月 20 日閣議決定)」を踏まえて措置されたものである。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4 経産 04)